○農林水産省告示第千四百七十六号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行に伴い、漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件等の一部を改正する告示

（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件の一部改正）

第一条　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十九号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る漁業災害補償法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する同法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に百分の百二十一を乗じてするものとする。	漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る漁業災害補償法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する同法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に百分の百十五を乗じてするものとする。

（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件の一部改正）

第二条　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十三号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する漁業災害補償法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に十六・八パーセントを乗じてするものとする。	漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する漁業災害補償法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に十七・七パーセントを乗じてするものとする。

附　則

この告示は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○農林水産省告示第千四百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第三十六条第一項第一号並びに平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎